

神崎市公告第21号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画は、次の場所において縦覧に供する。

令和 8年 5月19日

神崎市長 實松 尊徳



1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

神崎市神崎町鶴3542番地1

神崎市産業振興部農林水産課

神崎市ホームページ

3 権利の設定

この公告により、神崎市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、
それぞれ設定される。

4 縦覧期間

令和8年 5月19日から令和18年 5月18日まで